

東京社会福祉士会 ニュース



No.239
October 2017

生活困窮者自立支援の「いま」 「我が事・丸ごと地域共生」への道のり

私たちソーシャルワーカーは、支援を直接的に必要としている本人のみならず、世帯全体で複合的な課題を抱えており、解決の糸口すらつかみ難いような事例に、日々直面している。縦割りの制度・サービスに当てはめて支援完了とはならず、社会からの孤立という苦しみに向き合わなければ、問題は解決しない。

厚生労働省は、「我が事・丸ごと地域共生社会」の旗を振っている。地域包括ケアの対象を全世代に広げて、複合化している世帯の課題や地域の課題を「丸ごと」包括的に支援しようという政策だ。その第一手はすでに、生活困窮という状態に着目して年齢・分野を問わず包括的に相談支援に当たる「生活困窮者自立支援制度」(2015年度～)という形で具現化している。その施行後初の法改正が来年に予定され、現在、厚生労働省の社会保障審議会で内容が審議されているのは、ご承知のとおりである。

また、介護保険法改正の一環として来年4月に施行される改正社会福祉法では、社会福祉に携わる者に対し、「支援を要する本人・世帯が抱える生活課題を把握し、解決に資する支援を行う解決機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意する」ことが求められているところである。

こうした流れのなか、ソーシャルワーカーはこの先、どのような実践をしていけばよいのか。その答えを見出す端緒として、生活困窮者自立支援制度における現状と課題、あるべき支援の形等々について、事業の第一線で日々実践に取り組むエキスパートに、忌憚のない議論をいただいた。

Contents

特集：生活困窮者自立支援の「いま」、地域共生への道のり… 1	認定社会福祉士取得に関わる認証研修の取組みについて…20
【特別座談会】生活困窮者自立支援の最前線から問う	情報ファイル（地区会／センターからの告知）……………24
「伴走型支援」と「断らない相談」…………… 2	事務局から①ホームページの使い方……………28
東京社会福祉士会が低所得者支援事業を担うということ…10	事務局から②公益社団法人化5周年記念寄附金について ……30
「こまYELL」と柏江市——地域共生を追究する現場から ……13	事務局から③事務手続案内／委員募集……………31
研修「成年後見制度の基礎」（2017年度）始まる ……18	PickUPイベント：リーガルソーシャルワーク研修／編集後記 ……32
成年後見制度利用促進：三士会合同の協力活動開始 ……19	

「再犯防止推進計画」閣議決定間近 社会福祉士に求められる「孤立させない営み」

再犯防止推進法が昨年12月、議員立法で制定された。これにより、刑余者の「職業・住居確保支援」や「保健医療・福祉サービス利用の支援」を含めた再犯防止施策の計画的実施が、国の施策として法律上明確に位置づけられた。年内には「再犯防止推進計画」が閣議決定される予定で、現在法務省において策定作業が進められているところである（今秋にパブリックコメント実施予定）。

巷間言われる通り、わが国で発生する犯罪の約6割が再犯者による犯罪であり、刑務所出所者の約2割が2年以内に、約4割が5年以内に再犯で再入所しているという現実がある。ただ、そうさせている一因は、出所後の「居場所」や「出番」の“無さ”、すなわち社会的孤立にある。それゆえに今般、支援強化を組み込んだ立法措置が取られたわけである。

では、その「支援」を実際に行うのは誰か。ほかならぬ私たちソーシャルワーカーである。罪を犯した人に寄り添い、罪を犯した人の更生に対する社会の理解を深め、忌避感情を解きほぐし、地域に居場所や出番（就労や社会参加の機会）をつくっていく営みが、国の施策として要請されているわけである。ただし、それは、現に司法福祉の領域で活動しているソーシャルワーカーだけではなしえるものではない。地域や関係機関間で実践する数多のSWが“わが事”と関心を寄せて連携し合い、協働の輪が広がることで、初めて、真に「孤立させない営み」とすることができる。

*

*

そのようななか、一般の社会福祉士を対象に、刑事司法や更生保護の現状から「孤立させない営み」の実際に至るまで、一から基礎を学べる研修が近く開催されるので、以下、簡単に紹介したい。

主催：(公社)東京社会福祉士会／企画：司法福祉委員会

「リーガルソーシャルワーク研修」

日程：11/25(土)・26(日) 会場：代々木・全理連ビル

この分野に興味を抱く社会福祉士なら、みな参加可能だ（定員＝130名に達し次第締切）。研修目的は「福祉的支援が必要な罪を犯した方や、犯罪被害に遭った方を支援するために求められる『基礎的な知識・スキル』を身につけること」と謳われており、2日間で8科目を学ぶ構成となっている。事後課題あり。懇親会あり（希望者）。なお、現在「認定社会福祉士認証制度」の認証を申請中につき、当会HPにて結果を確認されたい（10月中旬メド）。研修の詳細は本誌26頁または別刷りのチラシをご参照のこと。

(広報推進本部)

編集後記

▽早くも年度後半です。今号特集は来年の法改正も見据えつつ、当会のスペシャリストである低所得者支援事業センターの皆さんの、特別座談会を掲載しました。厚生労働省の審議会議論ともシンクロしつつ、現場のリアルを語っていただいています▽当会事業のひとつ、新宿区ホームレス拠点相談所とまりぎは、設立以来、「来るものは拒まず、押し付けず、変わらずそこにあり続ける」という支援を貫いています。住居なき「漂流のひと」を繋ぎとめるこうした拠点は、この大東京に新宿1か所だけで足りるのか。東京五輪も近いし本気で取り組むべきではないか——そういった論点で座談会は沸きました（その話は今回泣く泣く割愛につき別途に企画掲載します）▽このほか、「なぜ本会で低所得者支援事業を行うの？」というそもそも論を掘り下げました（10P）。先駆的実践例は狛江市の「こま YELL」を取材。ご協力ありがとうございました。

(広報推進本部編集長：福島敏之)

発行：公益社団法人 東京社会福祉士会
発行人：大輪典子
編集：広報推進本部
印刷：東京都大田福祉工場

お問合せ先



公益社団法人 **東京社会福祉士会**
Tokyo Association of Certified Social Workers

〒170-0005
東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル5階
TEL：03-5944-8466
FAX：03-5944-8467
mail：cswtokyo@tokyo-csw.org
HP：http://www.tokyo-csw.org



ホームページが
ご覧いただけます
QRコード